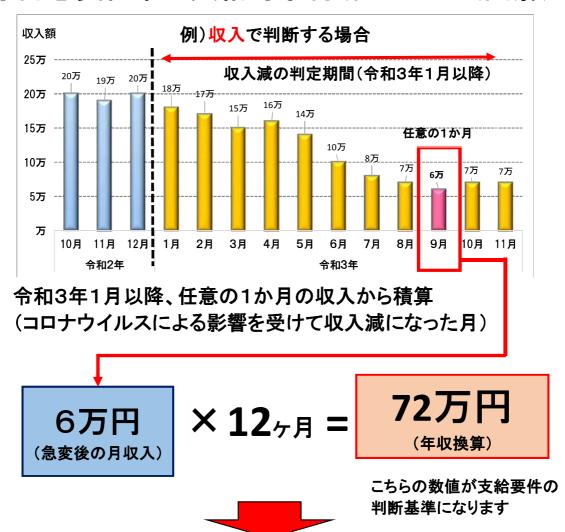
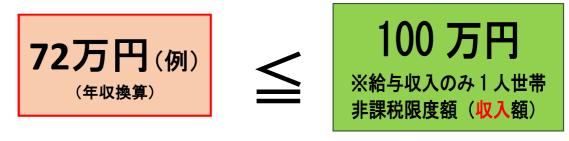
家計急変世帯の支給対象判断について(図解)



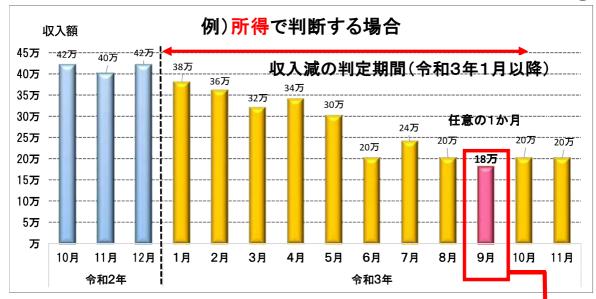
世帯全員を個別に計算して、世帯全員の年収換算金額が非課税限度額を下回れば支給対象になります。

例)給与収入のみ、1人世帯の場合



※扶養人数など条件により非課税限度額は変わります。

家計急変世帯の支給対象判断について(図解②)



① 令和3年1月以降、任意の1か月の収入から年収を積算 (コロナウイルスによる影響を受けて収入減になった月)



216万円(A)

② 年収換算した数値(A)から1年間の経費相当額を引きます。



_ (経費相当額)

36万円(C)

世帯全員を個別に計算して、世帯全員の所得(C)が非課税限度額を下回れば支給対象になります。

例)1人世帯の場合



(急変後の月収入から 年収換算し、経費相当額 を差引し積算した所得額)



45 万円

※給与収入のみ1人世帯 非課税限度額(所得額)

※扶養人数など条件により非課税限度額は変わります。

新型コロナウイルスの影響による「家計急変世帯」に該当する事例

(主な事例)

○新型コロナウイルスの影響で休業・解雇等で令和3年1月以降 の収入が非課税世帯相当まで減少

(まん延防止等重点措置によるもの、感染予防目的の営業自粛によるものなど)

該当するもの









○生計維持者が新型コロナウイルス感染等による影響で令和3年 1月以降の収入が非課税世帯相当まで減少



(主な事例)

○自然災害に起因する収入の減少 (台風・地震など)



- ○事業活動に元々季節性があるもの
- ※例えば閑散期の収入月を基に計算し、 収入減とすることはできません



|該当しないもの



○定年退職による収入減

(新型コロナウイルスの影響によるものではないため)



○住民税非課税世帯として既に給付を受けた世帯員を 含む世帯

